

事務連絡  
令和2年12月23日  
(令和2年12月24日一部改正)

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

英国に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2  
陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について

本年12月21日、英国において報告された変異した新型コロナウイルスについて、WHOから、

- ・ 変異したウイルスは、英国調査によると従来より最大70%感染しやすい可能性があること
- ・ 現段階では、変異したウイルスによって重症度やワクチンの有効性に影響を与えるかを判断するにはエビデンスが不十分であること
- ・ 変異したウイルスのワクチンや検査、治療薬の効果への影響についてはさらに実験的または疫学的な分析が必要であること

などの見解が公表されたところです。

国立感染症研究所によると、我が国において同様の変異したウイルスは確認されていないとはされておりますが、十分に警戒する必要があります。我が国において変異した新型コロナウイルスによる感染拡大の防止のため、本邦入国前14日以内に英国に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ並びに SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及びウイルスゲノムを確認するための検体の提供の徹底をお願い申し上げます。

つきましては、貴職におかれては、下記について対応を改めて徹底するとともに、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1. 検疫所から送付する健康フォローアップの対象者名簿をご確認いただき、「過去14日間の滞在流行国（/地域）」が英国となっている入国者の方々に

いて、健康フォローアップの徹底をお願いいたします<sup>1</sup>。

2. 「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（協力依頼）」（令和2年3月16日事務連絡）<sup>2</sup>において依頼した、管内の地方衛生研究所及び「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号）に基づき行政検査を委託している先に保管されている SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体の国立感染症研究所への提出の徹底をお願いいたします。

なお、本件は法第15条に基づく積極的疫学調査として実施するものであるため、検体の提出にあたっての患者本人の同意取得は不要です。

3. 当面の間、英国に滞在歴のある入国者については、無症状の場合も含め新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者については、原則感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第19条第1項の規定に基づく入院措置を行うこととし、迅速に対応がとれるよう、あらかじめ医療機関の確保等について調整しておくようお願いいたします。

4. 当面の間、英国に滞在歴のある入国者に対する健康フォローアップにおいて、発熱等の症状を呈したことが明らかになった場合、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部まで御一報をお願いいたします。また、英国に滞在歴のある入国者について健康フォローアップの過程で発熱等の症状を呈したことが報告されず感染症法第12条第1項の規定に基づく医師からの届出（HER-SYSによる届出を含む。）により、新型コロナウイルス感染症患者等である旨を把握した場合についても、御一報をお願いいたします。

5. これらの対応に当たっては、個人情報の保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

---

<sup>1</sup> 検疫所から送付する健康フォローアップの対象者名簿において、英国に滞在歴がある場合、「過去14日間の滞在流行国（/地域）」欄に「英国」、「ロンドン」又は「GBR」と記入されています。

<sup>2</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000609448.pdf>